

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 少額短期保険業者の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 少額短期保険業者の参入に関する基本的考え方</p> <p>少額短期保険業者監督の目的は、従来、特定の者を相手方として法律の根拠なく保険の引受けを行っていたいわゆる無認可共済について、保険業法（以下「法」という。）の保険業に含め、規制の対象とすることで保険契約者等の保護を図ることにある。</p> <p>この目的を実現するため、保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業について、他の法律に特別の規定のあるもの、又は、会社、労働組合等がその役職員、構成員等を相手方とするもの等を除き、保険業法の規制の対象とするとともに、少額短期保険業者の特例制度を創設するための保険業法の改正（保険業法等の一部を改正する法律〔平成17年5月2日法律第38号〕以下、「改正法」という。）が平成17年4月に行われたところである。</p> <p>改正法では、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が1000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業を少額短期保険業とし、少額短期保険業を行う場合には、内閣総理大臣の登録が必要としている。</p> <p>登録に際して、①株式会社又は相互会社でない場合（NPO法人等除く）、②<u>資本金等の額</u>が1000万円に満たない場合、③会社や役員に行政処分歴があるもの等の場合、④保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠ける恐れのあるもの等である場合、⑤業務を的確に遂行することができる人的構成を有しない場合等は登録を拒否しなければならない。そのため本監督指針においては、登録時の審査に当たって留意すべき事項を具体的に示すこととした。</p> <p>少額短期保険業が健全に発展していくためには、少額短期保険業者が法令等を遵守した健全な業務運営を行うことにより、保険契約者が安心して保険商品を利用できることが不可欠である。従って、登録後の少額短期保険業者の監督に当たっては、保険契約者等の保護を図る観点から、継続的な情報収集等により、少額短期保険業を健全かつ適切に遂行する上で問題となる事象を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を適時適切に行うことが重要である。</p> <p>また、少額短期保険業者は、保険会社と同様に保険契約者等の信頼を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる少額短期保険業者にあつては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められ、当局としても、それを補完する役割を果たすものとして、</p>	<p>I 基本的考え方</p> <p>I-1 少額短期保険業者の監督に関する基本的考え方</p> <p>I-1-1 少額短期保険業者の参入に関する基本的考え方</p> <p>少額短期保険業者監督の目的は、従来、特定の者を相手方として法律の根拠なく保険の引受けを行っていたいわゆる無認可共済について、保険業法（以下「法」という。）の保険業に含め、規制の対象とすることで保険契約者等の保護を図ることにある。</p> <p>この目的を実現するため、保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業について、他の法律に特別の規定のあるもの、又は、会社、労働組合等がその役職員、構成員等を相手方とするもの等を除き、保険業法の規制の対象とするとともに、少額短期保険業者の特例制度を創設するための保険業法の改正（保険業法等の一部を改正する法律〔平成17年5月2日法律第38号〕以下、「改正法」という。）が平成17年4月に行われたところである。</p> <p>改正法では、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が1000万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業を少額短期保険業とし、少額短期保険業を行う場合には、内閣総理大臣の登録が必要としている。</p> <p>登録に際して、①株式会社又は相互会社でない場合（NPO法人等除く）、②<u>資本金等の額</u>が1000万円に満たない場合、③会社や役員に行政処分歴があるもの等の場合、④保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠ける恐れのあるもの等である場合、⑤業務を的確に遂行することができる人的構成を有しない場合等は登録を拒否しなければならない。そのため本監督指針においては、登録時の審査に当たって留意すべき事項を具体的に示すこととした。</p> <p>少額短期保険業が健全に発展していくためには、少額短期保険業者が法令等を遵守した健全な業務運営を行うことにより、保険契約者が安心して保険商品を利用できることが不可欠である。従って、登録後の少額短期保険業者の監督に当たっては、保険契約者等の保護を図る観点から、継続的な情報収集等により、少額短期保険業を健全かつ適切に遂行する上で問題となる事象を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を適時適切に行うことが重要である。</p> <p>また、少額短期保険業者は、保険会社と同様に保険契約者等の信頼を確保するため、資本の充実や内部留保の確保を図り、リスクに応じた十分な財務基盤を保有することは極めて重要である。財務内容の改善が必要とされる少額短期保険業者にあつては、自己責任原則に基づき主体的に改善を図ることが求められ、当局としても、それを補完する役割を果たすものとして、</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>経営の健全性を確保するため「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」（以下、「ソルベンシー・マージン比率」という。）という客観的な基準を用い、必要な対応を迅速かつ適切に行っていくことで少額短期保険業者の経営の早期是正を促していく必要がある。</p> <p>本監督指針では、業務の適切性及び財務の健全性を確保するため、少額短期保険業者に対して監督を行っていく際の着眼点等を記載することとした。</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅲ－１－５ 内部委任等</p> <p>Ⅲ－１－５－１ 金融庁長官への協議</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監督一般事項</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 法第２７２条の２第２項の規定による<u>取締役、執行役又は監査役</u>の解任の命令</p> <p>⑩・⑪ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－１ 登録</p> <p>(1) 登録審査等</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録申請書の添付書類のうち、規則第２１１条の３第４号の<u>取締役、執行役及び監査役</u>の履歴書については、住民票の抄本（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたものとする。以下、Ⅲ－２－８ 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主の取扱いについても同様とする。）を併せて提出させるものとする。</p> <p>なお、法第２７２条の７に基づく変更の届出のうち、<u>取締役、執行役及び監査役</u>の変更についても履歴書と住民票の抄本（記載内容は同様とする。）を併せて提出させるものとする。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>経営の健全性を確保するため「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」（以下、「ソルベンシー・マージン比率」という。）という客観的な基準を用い、必要な対応を迅速かつ適切に行っていくことで少額短期保険業者の経営の早期是正を促していく必要がある。</p> <p>本監督指針では、業務の適切性及び財務の健全性を確保するため、少額短期保険業者に対して監督を行っていく際の着眼点等を記載することとした。</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅲ－１－５ 内部委任等</p> <p>Ⅲ－１－５－１ 金融庁長官への協議</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監督一般事項</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>⑨ 法第２７２条の２第２項の規定による<u>取締役、執行役、会計参与又は監査役</u>の解任の命令</p> <p>⑩・⑪ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅲ－２ 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ－２－１ 登録</p> <p>(1) 登録審査等</p> <p>① (略)</p> <p>② 登録申請書の添付書類のうち、規則第２１１条の３第４号の<u>取締役、執行役、会計参与及び監査役</u>の履歴書については、住民票の抄本（住所、氏名、生年月日及び本籍地が記載されたものとする。以下、Ⅲ－２－８ 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主の取扱いについても同様とする。）を併せて提出させるものとする。</p> <p>なお、法第２７２条の７に基づく変更の届出のうち、<u>取締役、執行役、会計参与及び監査役</u>の変更についても履歴書と住民票の抄本（記載内容は同様とする。）を併せて提出させるものとする。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(中略)</p> <p>Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務 少額短期保険募集人の登録事務に当たっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>① 登録申請書等の受理及び確認 イ～チ (略) リ 登録申請の審査基準等 a～d (略) e 少額短期保険業者は、規則第 2 1 1 条の 3 0 第 6 号及び第 7 号の規定に基づき、少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置及び保険契約の内容のうち重要な事項の説明を行うことを確保するための措置等を講じる必要がある。</p> <p>これらの規定に基づき、少額短期保険募集人の教育・管理・指導（Ⅱ－３－３－１（４））が適切に行われている必要があるが、登録申請がなされた者について、所属少額短期保険業者によるこれらの措置により、教育・資質の向上等が十分であるかについて、確認を行うものとする。</p> <p>又 (略) ②～⑨ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－２－８ 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主 Ⅲ－２－８－１ 少額短期保険持株会社に係る承認等 持株会社を設立して当該会社の子会社による少額短期保険業者として登録申請をしようとするもの等は法第 2 7 2 条の 3 5 に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第 2 7 2 条の 3 6 及び規則第 2 1 1 条の 7 5 に規定する書類等が法 2 7 2 条の 3 7 に該当するかどうか審査するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類のうち、<u>取締役、執行役及び監査役</u>の履歴書については、住民票の抄本を併せて提出させることとし、規則第 2 1 1 条の 8 6 第 4 項第 3 号に規定する届出についても履歴書と住民票の抄本を併せて提出させることとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>Ⅲ－２－４ 少額短期保険募集人の登録事務 少額短期保険募集人の登録事務に当たっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>① 登録申請書等の受理及び確認 イ～チ (略) リ 登録申請の審査基準等 a～d (略) e 少額短期保険業者は、規則第 2 1 1 条の 3 0 第 6 号及び第 7 号の規定に基づき、少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置及び保険契約の内容のうち重要な事項の説明を行うことを確保するための措置等を講じる必要がある。</p> <p>これらの規定に基づき、少額短期保険募集人の教育・管理・指導（Ⅱ－３－３－１（３））が適切に行われている必要があるが、登録申請がなされた者について、所属少額短期保険業者によるこれらの措置により、教育・資質の向上等が十分であるかについて、確認を行うものとする。</p> <p>又 (略) ②～⑨ (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－２－８ 少額短期保険持株会社・少額短期保険主要株主 Ⅲ－２－８－１ 少額短期保険持株会社に係る承認等 持株会社を設立して当該会社の子会社による少額短期保険業者として登録申請をしようとするもの等は法第 2 7 2 条の 3 5 に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第 2 7 2 条の 3 6 及び規則第 2 1 1 条の 7 5 に規定する書類等が法 2 7 2 条の 3 7 に該当するかどうか審査するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類のうち、<u>取締役、執行役、会計参与及び監査役</u>の履歴書については、住民票の抄本を併せて提出させることとし、規則第 2 1 1 条の 8 6 第 4 項第 3 号に規定する届出についても履歴書と住民票の抄本を併せて提出させることとする。</p> <p>(中略)</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－２－８－３ 少額短期保険主要株主に係る承認等</p> <p>主要株主基準値以上の会社を設立して少額短期保険業者として登録の申請をしようとするもの等は法第２７２条の３１に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第２７２条の３２及び規則第２１１条の７２に規定する書類等が法第２７２条の３３に該当するかどうか審査するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類のうち、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人である場合の取締役、執行役及び監査役の履歴書については、住民票の抄本を併せて提出させることとし、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本を併せて提出させることとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ－２－１４－３ ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック</p> <p>告示第２条第３項第４号における「これに準ずるものの額」とは、基金の償却に充てることを目的として資本の部に計上される任意積立金の額（その決算期に積み立てる額を含む。）を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>V. 経過措置期間の留意点等</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定保険業者からの保険契約の移転等</p> <p>① 包括移転等</p> <p>特定保険業者は、改正法附則第４条第７項において読み替えて適用する法第２７２条の２９において準用する法第２編７章第１節に基づき、認可を受けて保険契約の移転を保険会社等及び少額短期保険業者に包括移転することができるが、少額短期保険業者への包括移転については、次の点に留意する。</p> <p>イ 認可申請の審査</p> <p><u>保険契約の移転の認可の効力については、規則第２１１条の６６の規定により、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書（以下、「基礎書類」という。）の認可又は変更があったものとみなすことから、その審査にあつ</u></p>	<p>Ⅲ－２－８－３ 少額短期保険主要株主に係る承認等</p> <p>主要株主基準値以上の会社を設立して少額短期保険業者として登録の申請をしようとするもの等は法第２７２条の３１に基づき、あらかじめ承認を受けなければならない。承認審査にあたっては法第２７２条の３２及び規則第２１１条の７２に規定する書類等が法第２７２条の３３に該当するかどうか審査するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類のうち、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が法人である場合の取締役、執行役、<u>会計参与及び監査役</u>の履歴書については、住民票の抄本を併せて提出させることとし、主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者が個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本を併せて提出させることとする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>Ⅲ－２－１４－３ ソルベンシー・マージン比率の計算に際してのチェック</p> <p>告示第２条第３項第４号における「これに準ずるものの額」とは、基金の償却に充てることを目的として純資産の部に計上される任意積立金の額（その決算期に積み立てる額を含む。）を指すこととするが、これに該当しているか。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>V. 経過措置期間の留意点等</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 特定保険業者からの保険契約の移転等</p> <p>① 包括移転等</p> <p>特定保険業者は、改正法附則第４条第７項において読み替えて適用する法第２７２条の２９において準用する法第２編７章第１節に基づき、認可を受けて保険契約の移転を保険会社等及び少額短期保険業者に包括移転することができるが、少額短期保険業者への包括移転については、次の点に留意する。</p> <p>イ 認可申請の審査</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p>

少額短期保険業者向けの監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>ては、規則第211条の64により提出される書類について、法第272条の4第1項第5号の拒否要件に該当する保険契約でないかどうか、保険契約者等の保護に照らして、適当なものであるか審査すること。</u></p> <p>また、施行規則附則第16条に基づき、移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、公認会計士等が確認した書類が提出されるので保険契約者等の保護に照らして、適当なものであるか審査すること。</p> <p>なお、同様の規定は、施行規則附則第21条の特定保険業者の合併の認可申請、施行規則附則第22条の特定保険業者の分割の認可申請、施行規則附則第25条等に基づく特定少額短期保険業者（NPO法人等）の登録の申請等にも措置されているので留意すること。</p> <p>□ （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(8)～(13) （略）</p>	<p>施行規則附則第16条に基づき、移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、公認会計士等が確認した書類が提出されるので保険契約者等の保護に照らして、適当なものであるか審査すること。</p> <p>なお、同様の規定は、施行規則附則第21条の特定保険業者の合併の認可申請、施行規則附則第22条の特定保険業者の分割の認可申請、施行規則附則第25条等に基づく特定少額短期保険業者（NPO法人等）の登録の申請等にも措置されているので留意すること。</p> <p>□ （略）</p> <p>② （略）</p> <p>(8)～(13) （略）</p>